

## 別表第 6

### 1. 事業を廃止した場合の返還額

令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に、事業の廃止により障害福祉サービス事業を行わなかった期間	返還額
1日以上1か月以下	交付を受けた補助金の全額
1か月を超えて2か月以下	
2か月を超えて3か月以下	

\* 令和6年3月31日までに事業を廃止した場合、廃止の時期にかかわらず、交付した補助金の全額を返還することとする。

### 2. 事業を休止した場合の返還額

令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に、事業の休止により障害福祉サービス事業を行わなかった期間	返還額
1日以上1か月以下	交付要綱第3の定員数または車両台数 × <u>別表第4</u> の基準額 × 1/6
1か月を超えて2か月以下	交付要綱第3の定員数または車両台数 × <u>別表第4</u> の基準額 × 2/6
2か月を超えて3か月以下	交付要綱第3の定員数または車両台数 × <u>別表第4</u> の基準額 × 3/6

\* 事業の休止とは、県に休止届を提出して障害福祉サービス事業を行わなかった期間が該当する。

\* この表の「事業の休止により障害福祉サービス事業を行わなかった期間」については、交付申請時に「休止する予定の期間」として「障害福祉サービス事業を行わなかった期間」にカウントした期間は除く。

\* 休止した月のカウント方法は別表第5と同じとし、ある月のうち1日でも休止した日がある場合、その月は全て障害福祉サービス事業を行わなかった期間にカウントする。

例えば、令和6年2月25日から3月20日まで休止した場合、2月と3月の2か月が障害福祉サービス事業を行わなかった期間に該当する。

よって、障害福祉サービス事業を行わなかった期間は「1か月を超えて2か月以下」となり、返還額は「交付要綱第3の定員数または車両台数 × 別表第4の基準額 × 2/6」となる。

\* 算出された額に100円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。